

▶▶▶ 申請取次行政書士管理委員会

－ 更新者のガイダンス受講義務化（周知） －

令和3年4月12日改正施行の神奈川県行政書士会「申請取次行政書士管理委員会規則」に基づき、届出済証明書の「更新」を希望する会員に対しても、申請取次行政書士管理委員会主催のガイダンス受講が義務付けられ、令和4年4月1日から適用致します（同規則附則）。

更新者用ガイダンスは、VOD（ビデオ・オン・デマンド）方式により、令和4年1月より配信・受講できるように致します。以下の留意点をご一読頂き、更新の申出（所持する届出済証明書の有効期限の2か月前必着）までに受講なさってください。

【重要】 更新申出時には当会「ガイダンス受講修了証」の写しを提出して頂きます。
修了証がない場合は、更新手続きができませんので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

《留意点》

- 各会員が個々の端末（PC・タブレット・スマートフォン）から神奈川県行政書士会サイトにアクセスし、受講する形式です。
神奈川県行政書士会VODサイト（<https://kana-vod.com/>）
VODサイト登録の流れ（<https://kana-vod.com/announce/26>）
- ご自宅や事務所にて聴講可能です。また、受講申し込みは不要です。
- 受講前にVODサイトから「課題シート」をダウンロードし、できれば事前に検討頂いてから、VOD講座を受講して下さい。
- 受講後はVODサイト上の「課題シート・送信用フォーム」に必要事項を入力し、検討内容を送信して頂きます。委員会で同シートを審査し、かつ、ガイダンスを最後まで受講したことを確認できた方に対して「ガイダンス受講修了証」を交付致します。
※受講確認は管理者側より行いますので、動画の受講以外に受講者側で特段処理を行う必要はございません。
※修了証はVODサイト登録のメールアドレスに届きますので、迷惑メールなどの設定をされている場合は解除をお願い致します。
※課題シート提出後、修了証発行までは1か月程度かかりますので、余裕をもってお手続き下さい。

－ 「申請取次申出書」提出時の留意点（再掲） －

令和3年4月1日より改正後の申請取次事務処理が運用されておりますところ、申出時の添付書類不備が散見されますので、下記各点にご留意下さいますようお願い致します。

記

- (1) 「申請取次申出書」等の様式が変更されておりますので、申出の際は「**新様式による書類**」をご提出下さい。
- (2) 「経歴書」は、更新申出の際にも添付書類とする改正がなされておりますので、更新届出者におかれましても「**経歴書**」を忘れずに添付して下さい。また、経歴書各項目の記載漏れがないようにご留意下さい。

- (3) 「法人の社員又は法人の使用人行政書士」の新規申出の際は、当該法人の「登記事項証明書」(法人登記簿謄本)を忘れずに添付して下さい。
- (4) 「使用人行政書士」の申出にあつては、その使用者である行政書士又は行政書士法人の社員が取次資格を有していることを確認するため、新規・更新いずれの申出の際も「代表者の届出済証明書(写し)」を忘れずに添付して下さい。
- (5) 「外国籍の方」は「在留カード」・「特別永住者証明書」の写し(表裏の両面)を忘れずに添付して下さい。
- (6) 「理由書」の提出によって届出済証明書(更新)の交付を受けた方は、令和3年度内に実施される申請取次実務研修の「受講修了証(写し)」を速やかにご提出下さい。
- (7) 届出済証明書(更新)の交付を受けた方は、速やかに更新前の「旧届出済証明書」をご返還下さい。
- (8) 「写真」が不鮮明であると入管局から注意されるケースが増えています。この場合「写真」の再提出をお願いさせていただきますが、その分、交付まで時間が掛かりますので、ご注意下さい。
「写真」は{無帽・無背景・規格(2cm×2cm)内に顔が納まるよう撮影した鮮明なもの}をご提出下さい。

※ 更新の申出は「有効期限2か月前迄」です。届出済証明書の有効期限間際の更新の申出が散見されます。入管局が受付を拒否し、新規にて再度届出をして頂くことになる場合もありますので、ご注意下さい。

－ 「申請取次実績報告書」の提出を忘れずに －

※ 1月は「申請取次実績報告書」の提出時期です。

申請取次「実績報告書」の提出は義務です！規則第4条の2により義務不履行の場合には届出済証明書が交付拒否となる場合もありますので、ご注意下さい。

神奈川県行政書士会申請取次行政書士管理委員会規則(抄)

(交付に関する届出者等の義務)

第4条の2 届出者等は、委員会が届出済証明書を交付するにあたり、次の義務を履行していなければならない。

二 更新の届出を申し出た者にあつては、委員会が主催するガイダンスを申出時に所持する届出済証明書の有効期間内に受講すること。

三 毎年1月から12月までの申請取次実績報告書を翌年1月31日までに委員会に提出すること。

2 委員会は、届出者等が前項各号の義務を履行しない場合には、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、届出済証明書の交付を拒否することができる。

(附 則)

この規則は、令和3年4月12日から施行する。ただし、この規則による改正後の第4条の2第1項第二号の規定は、施行の日から起算して1年を超えない範囲内において委員会で定める日から適用する。

※ 以上、本会HPのお知らせ-2021.06.14【重要】申請取次申出に係る取扱い変更(周知)／手続き案内→18申請取次行政書士関係手続→1様式、2⑧申請取次実績報告書、等も再度ご確認のうえ、遺漏のないようご対応下さいますようお願い致します。